

○財務省
環境省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和五年六月九日

財務大臣 鈴木 俊一
経済産業大臣 西村 康稔
環境大臣 西村 明宏

一 名称 辰馬本家酒造株式会社
二 住所 兵庫県西宮市建石町二番十号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

ガラス	ガラス	素材	容量	重量	用途	形 状
無色	無色	色	一五〇ミリ リットル	一七五 グラム	清酒用	平成十二年六月 大蔵省 厚生省告示第二号 通商産業省 第五のとおり
三〇〇ミリ リットル	二五〇 グラム	清酒用	平成十九年六月 財務省 経済産業省告示第一号 第五のとおり			